

新潟市長 中原八一様

新潟市水道局パワハラ自死事件訴訟の早期解決を求める要請書

2007年5月、新潟市水道局（以下当局と言う）職員が、直属上司からのパワハラに苦しみ抜き、遺書を残して自死をしました。遺族は公務災害を申請し、審査会で公務災害と認定されました。当局は、「パワハラ再発防止策を講じるため」として遺族から審査会へ提出した陳述書を含むすべての資料を入手すると、第三者委員会を設置することなく、局内で管理職が関係職員を一人ひとり呼び出し、「本当にこんなことを言ったのか？」と詰問することで「パワハラは無かった」と結論づけ、責任を認めず、謝罪も拒み続けています。

遺族は到底納得することができず裁判を起こすに至りました（平成27年ワ394号 損害賠償請求事件）。裁判で新潟市は、仮に新潟市に責任があったと裁判所が判断した場合でも、異変に気付いた同居家族が精神科などを受診させなかつたことに落ち度があるとして過失相殺を主張しています。同様の主張は最高裁で明確に否定されており、当局の主張は判例を無視し、遺族の尊厳を踏みにじるものです。

裁判は途中で和解協議もありましたが、水道局側が謝罪に応じなかつたため、2019年9月で和解協議を打ち切り、新たな弁護団とともに、当局にパワハラの事実を認め謝罪するよう求めて裁判を継続中です。この問題はマスコミや新潟市議会でも取り上げられ、市議会議員有志が市に申入れするなど世論の注目を集めております。

貴職におかれましては、新潟市水道局が、真摯にこの事件と向き合い、13年間も遺族を苦しめ続けてきたことを謝罪し、損害賠償に応じるとともに再発防止策を徹底して行い、市民の安全安心を守るにふさわしい職場環境となるよう、新潟市長としても適切な対応を取られることを要望いたします。

- 1、新潟市水道局が、元水道局員に対する「パワハラ」を認め、謝罪するよう、新潟市長として働きかけること。
- 2、新潟市の組織内でのパワハラを防止し、同様事件の再発を防ぐために対策をとること。

氏名	住所

* この署名は、新潟市長に上の裁判の早期の解決を求めるもので、これ以外に使用いたしません。

* ボールペンまたはサインペンで、省略せずにご記入ください。

新潟市水道局事業管理者 佐藤隆司様

新潟市水道局パワハラ自死事件訴訟の早期解決を求める要請書

2007年5月、新潟市水道局（以下当局と言う）職員が、直属上司からのパワハラに苦しみ抜き、遺書を残して自死をしました。遺族は公務災害を申請し、審査会で公務災害と認定されました。当局は、「パワハラ再発防止策を講じるため」として遺族から審査会へ提出した陳述書を含むすべての資料を入手すると、第三者委員会を設置することなく、局内で管理職が関係職員を一人ひとり呼び出し、「本当にこんなことを言ったのか？」と詰問することで「パワハラは無かった」と結論づけ、責任を認めず、謝罪も拒み続けています。

遺族は到底納得することができず裁判を起こすに至りました（平成27年ワ394号 損害賠償請求事件）。裁判で新潟市は、仮に新潟市に責任があったと裁判所が判断した場合でも、異変に気付いた同居家族が精神科などを受診させなかつたことに落ち度があるとして過失相殺を主張しています。同様の主張は最高裁で明確に否定されており、当局の主張は判例を無視し、遺族の尊厳を踏みにじるものです。

裁判は途中で和解協議もありましたが、水道局側が謝罪に応じなかつたため、2019年9月で和解協議を打ち切り、新たな弁護団とともに、当局にパワハラの事実を認め謝罪するよう求めて裁判を継続中です。この問題はマスコミや新潟市議会でも取り上げられ、市議会議員有志が市に申入れするなど世論の注目を集めております。

貴職におかれましては、真摯にこの事件と向き合い、13年間も遺族を苦しめ続けてきたことを謝罪し、損害賠償に応じるとともに再発防止策を徹底して行い、市民の安全安心を守るにふさわしい職場環境にすることを強く求めるものです。

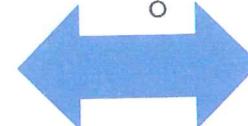
- 1、元水道局員に対する「パワハラ」の事実を認めること。
- 2、遺族に対し、真摯な謝罪と損害賠償を行うこと。
- 3、パワハラを防止し、同様事件の再発を防ぐために対策をとること。

氏名	住所

* この署名は、新潟市長に上の裁判の早期の解決を求めるもので、これ以外に使用いたしません。

* ボールペンまたはサインペンで、省略せずにご記入ください。

左右両方の欄に署名してください。



新潟市水道局パワハラ自死事件

新潟市および新潟市水道局宛て 署名のお願い

日頃より、新潟市水道局パワハラ自死遺族 M さんに対し、あたたかなご支援をいただきまして誠にありがとうございます。

事件より13年が経過いたしました。この間Mさんは、公務災害審査会で公務災害認定を勝ち取り、新潟市と水道局に対し、心からの謝罪と損害賠償・実効ある再発防止策の徹底を求めて裁判をたたかっています。(平成27年ワ394号 損害賠償請求事件)

たたかいは大きく広がっております。裁判所宛て署名は4000筆を集約いたしました。新潟市内ののみならず全国から署名やカンパや激励のメッセージが寄せられています。

また新潟市議会議員の有志の皆さんがあなたと水道局に対し申し入れを行ったほか、本会議でも質問を繰り返し行い、新潟市水道局の姿勢を追及してくださっています。

しかし、新潟市水道局は、「パワハラはなかった」と主張し、公務災害の認定は誤りと言わんばかりの態度を変えていません。

パワハラ防止法が施行され、職場のパワハラ根絶が叫ばれているというのに、公務職場で起こったパワハラ自死事件でパワハラの事実さえ認めようとしない当局の姿勢には怒りを禁じえません。

公務職場でパワハラが横行していては、市民の安心・安全は守れないと思います。

裁判勝利に向け、私たちは裁判所宛て署名に加え、新潟市水道局の姿勢を改めさせるための署名と、新潟市長宛てにも適切な対応を求める署名に取り組むことにしました。ぜひご協力をお願いいたします。

お願い 署名は2種類（新潟市宛て 水道局宛て）です。両方にご署名をお願いいたします。

お手数でも、同一住所の場合でも住所は省略せずお一人お一人ご記入ください。

成人でなくても（未成年であっても）、署名は可能です。

『新潟市水道局パワハラ自死事件遺族 Mさんを支える会』 代表 萩野直距

事務局・連絡先（署名送付先）〒950-0088 新潟市中央区万代3-4-12 新潟地区労連
電話 025-247-3958



新編二集全 07 年度叢書(6) 墓志

「大前原の心がこもる
おじさんとおじさんたち
で、おじさん達がおじさん
にならねえか」——。新
潟駅大通直の駅出張所
(新潟駅前) 東北新幹
線の駅へ行く小走りの
車内は、回送した間
隔で、駅出張所(8)の
玄関前を走る車の音
が、中央口に集まる露
地の母子の母の娘女
(8)を見下ろすの腰で
父懶くの顔して語つ
る。